

大村市古賀島スポーツ広場の利用規程

利用責任者は、利用者及び観覧者に対して、下記の事項を遵守させること。

《遵守事項》

- 1 サッカーシューズ・ラグビージュースーツは固定式スパイクを使用すること。
- 2 許可を受けた利用目的以外に使用したり、使用の権利を他に譲渡や転貸をしてはならない。
- 3 施設又は付属設備を壊したり失くしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 自己の責任で生じた一切の事故につき自己で責任を負わなければならない。
- 5 準備及び片付けは、許可された利用時間内で完了させなければならない。
- 6 駐車場及びその周辺での事故や違反がないように留意しなければならない。
- 7 トイレの使用については、清潔を保持し、水道については蛇口の閉め忘れがないようにしなければならない。
- 8 使用後は片付け等を行い、ゴミなどは持ち帰ること。
- 9 テントを使用する場合は、毎日競技終了後に撤収すること。
- 10 定められた場所以外での喫煙を禁止する。
- 11 鳴り物（笛・ラッパ・太鼓等）での応援を禁止する。
- 12 施設管理人の指示に従うこと。

《人工芝グラウンドの使用に関する禁止事項》

- 1 靴に土や泥が付いたままでの入場。（靴の土や泥はよく落とすこと。）
- 2 水とお茶以外の飲食（チューインガムも禁止）
※ ただし、熱中症等の対策として場所を定め、ブルーシート等で養生した上でスポーツドリンクを補給することは可
- 3 喫煙。
- 4 ペットを連れての入場。
- 5 花火等の火気の持ち込み。
- 6 野球用や陸上用スパイクのような先が尖ったスパイクや、金属製スタッドのスパイク、ハイヒールでの入場。
- 7 自転車、三輪車等の車両の乗り入れ。
- 8 その他施設に損壊を与える行為。